

## 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（案）

令和元年 12月 日  
子ども・子育て会議

### 1. はじめに

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行以来、政府においては、「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできた。さらに本年 10 月からは、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）等に基づく幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、一定の成果をあげてきたところである。

他方、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 2 条第 4 項及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）附則第 2 条第 2 項においては、法律の施行後 5 年を目途として、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

この規定を踏まえ、本会議では、第 35 回会議（平成 30 年 5 月 28 日開催）から施行後 5 年を目途とする検討を開始し、各委員から提出された検討すべき事項を整理した。その上で、まずは経過措置の期限が到来する、幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例等の事項について検討を行い、その結果に基づいて政府において特例や経過措置の延長等の必要な対応が行われたところである。

さらに、第 44 回会議（令和元年 8 月 29 日開催）以降、地方分権改革に関する提案事項や、会議におけるこれまでの議論や制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項についても検討を重ねた。この度、これらの検討結果を踏まえ、以下の方針により政府において必要な対応をとることを求めることとする。

### 2. 制度全般に関する事項

#### （1）支給認定区分の変更、保育標準時間・短時間の区分、求職要件など支給認定の在り方

##### 支給認定区分の変更の時点について

3号認定から2号認定への職権による区分の変更について、既に区分が

切り替わる毎に通知が必要だったものを、年度の末日までに通知をすればよい取扱いとしているところであり、変更の時点の見直しなど、更なる制度改正を行うことによって生じる影響等への懸念が大きいため、現行の制度を維持すべきである。

#### **保育標準時間・短時間の区分について**

現行の保育の必要量の区分を統合することについては、認定等に係る市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育標準時間に統合した場合に保育所等における保育の長時間化につながるなどの懸念が指摘されている。

保護者の就労の実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育を利用できるようにすることは重要であることから、無償化の施行の状況等も注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえつつ、区分の在り方について引き続き検討すべきである。

#### **保育の必要性認定における「求職活動」の要件について**

保育の必要性認定における求職事由の取扱いについて、以下の点を踏まえ、通知等により周知すべきである。

- ▷求職活動の取扱いについては、他の認定事由との公平性、地域における実情、求職活動の性質等を踏まえるものであること。
- ▷求職活動の内容及び確認方法について、以下のような例示を行うこと。
  - ・ 求職活動の内容については、客観的に求職活動と認められる内容及び状態であることが求められ、主なものとして、ハローワークにおける求職申込、求人への応募、職業相談・職業紹介、各種講習・セミナー受講、個別相談ができる企業説明会等への参加等が含まれる。なお、自宅における、新聞・インターネット等での求人情報の閲覧のみを行っている場合や、知人への紹介依頼等、活動頻度や時間、内容等に鑑み、その活動のみをもって保育の必要性が生じているとは言い難い場合は含まない。
  - ・ 申請時に、今後の求職活動の計画等の提出を求め、認定の有効期間終了後に再度申請する場合には、活動内容の報告を求める。

### **(2) 幼稚園等で受け入れている2歳児を支給認定(教育認定)の対象とすることについて**

現時点では、幼稚園における2歳児の受入れについては、実施の有無や目的・内容が多様であり、支給認定の対象とし一律の公定価格を設定する状況

にあるとは言えないため、引き続き多様な活動を地域子ども・子育て支援事業や公定価格の子育て支援活動費加算等により支援すべきである。

**(3) 大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取扱いなど、大規模開発時の利用調整の在り方**

大型マンション等の建設時に、当該マンション等に認可保育所を設置するような場合の利用調整における取扱いについては、自宅と保育所との距離等を勘案し入所する保育所を決定する中で各自治体において個別に判断することとしつつ、こうした場所における保育所等の設置促進のための取組について、再度通知やFAQの発出等により周知すべきである。

**(4) 認可外保育施設の認可施設への移行に向けたインセンティブ付与など、移行促進のための方策**

認可外保育施設への指導監督や巡回支援を徹底するとともに、現在実施している移行促進策を引き続き実施し、認可外保育施設の認可施設への移行の支援に取り組むべきである。

**3. 公定価格全般に関する事項**

**(1) 公定価格の算定方法など、公定価格に算定されている経費と実際の運営コストの比較による公定価格の検証の在り方**

公定価格の設定方法については、対象となる費目を積み上げて金額を設定する「積み上げ方式」を維持すべきである。

公定価格の見直しを行う際には、公定価格の算定経費と実際の運営に要した費用が乖離しないよう、経営実態調査の結果を考慮し、人件費、管理費及び事業費の水準の見直しを図ることを基本とすべきである。本年10月の改定により2号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、経営実態調査において人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乗せすべきである。

**(2) 基本分単価の加算化や加算の基本分単価への組み入れなど、基本分単価と加算の在り方**

**所長設置加算等の算定方式の見直し**

所長(管理者)設置加算については、所長の設置は義務とはされていないが、95%以上の園において設置されており、事務負担軽減の観点から、基本分単価に組み入れ、要件を満たさない場合に減算する仕組みとすべきである。

事務職員雇上費加算の基本分単価への組み入れについては、施設等における事務負担の状況も踏まえながら公定価格における事務職員の評価について引き続き検討することとし、今回の見直しに際しては現行の仕組みを維持すべきである。

#### **認定こども園のよさを生かす算定方法の在り方**

認定こども園におけるチーム保育加配加算の算定方法について、保護者の就労状況にかかわらず子どもの受入れが可能である認定こども園のよさを生かす観点から、3歳以上の子どもの認定区分が1号から2号へと変更される場合の算定方法を見直すべきである。

### **(3) 地域の給与の状況を反映するための地域区分の在り方**

人件費に係る地域区分の在り方については、より広域的な設定を提案する意見もあったが、統一かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべきである。

その上で、子ども・子育て支援新制度独自の区分設定について、国家公務員等の地域手当の設定がない地域における現行の補正措置に加えて、介護保険制度における改正の状況を考慮し、国家公務員等の地域手当の設定がある地域においても、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合には、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべきである。

なお、子ども・子育て支援新制度施行時に令和元年度までの時限措置として設けた地域区分の経過措置については、施設・事業所の運営に与える影響を考慮して継続すべきである。また、将来的な取扱いについては、引き続き検討すべきである。

### **(4) 土曜開所に対する公定価格上の評価の在り方**

土曜日における保育所等の開所状況について、一部の園において土曜日

に閉所しており、また、開所している園について利用児童数や職員数が平日より少ない園が多いという実態がある。一方で、現行制度上、土曜日は月に1日でも開所していれば公定価格の調整がかからない仕組みとなっている。こうした実態や現行制度の積み上げ方式という仕組みも踏まえ、土曜日開所の公定価格上の評価について、「開所日数」、「利用児童が少ない場合の事業費」、「利用児童が少ない場合の人件費」の観点から議論を行った。

「開所日数」に着目する評価については、一部の土曜日だけ閉所した場合も、全て開所した場合と同様に評価することを維持する根拠に乏しく、影響も一部の土曜日に閉所する園に限られるものであり、調整を実施すべきという意見が多かったことを踏まえ、保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべきである。一方で、経営実態調査の結果をみても、保育所等の全体の収支差は小さいものとなっており、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については慎重な検討を求める意見が多数あり、保育所等の運営全体に与える影響を鑑み、慎重に検討すべきものである。特に、人員配置については公定価格での評価以上の人員を配置している実態があり、保育所等の人件費について現在よりも削減することについては多くの委員から反対意見が示されており、現行以上に人件費を削減することは行うべきではない。

#### **(5) 施設整備費補助の仕組みと整合性等を考慮した減価償却費加算・賃借料加算の仕組みの在り方**

減価償却費加算における地域区分について、区分設定の際に参考とした保育所等整備交付金制度では平成29年度に区分を見直したことを踏まえ、保育所等整備交付金制度と同様に区分を見直すべきである。

賃借料加算における地域区分について、区分設定の際に参考とした生活保護制度では平成27年度に区分を見直しているが、仮に同様の見直しを行った場合、減額になる自治体もありうるところ、待機児童の解消に向けて保育の受け皿整備を進めているという現下の情勢に鑑み、現行の地域区分を維持すべきである。

### **4. 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項**

**(1) 処遇改善等加算の職員給与への反映状況等の実態を踏まえ、処遇改善の着実な実施とそのための方策**

**更なる処遇改善**

保育士等の給与の状況については、これまでの処遇改善に向けた取組が一定の効果을上げてきている一方で、依然として全産業平均の賃金月額との間で差があることを強く認識すべきである。これを踏まえ、処遇改善に関する加算の取得の一層の支援を図るとともに、更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべきである。

**処遇改善等加算に係る事務負担の軽減や運用の改善**

処遇改善等加算について、賃金改善の基準年度の取扱いを含め、地方自治体や事業者の実務への影響を精査しつつ、一定の場合には、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討すべきである。

また、処遇改善等加算の認定権限の移譲については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村との間で協議が調っていること、広域利用時の事務の重複を回避することを前提として、当該市町村に移譲することを認めるべきである。

処遇改善等加算の施設内での配分方法については、加算の取得割合が着実に向上している一方で、未取得の理由に職責と給与の逆転を挙げる施設が多いことを踏まえ、加算の取得のきめ細かな支援や効果の状況を見極めつつ、定額配分者の最低人数の更なる緩和を引き続き検討すべきである。

**(2) 保育士以外の職種の配置に関する公定価格上の評価の在り方**

保育士以外の職種の活用を促進する観点から、特に、地域の高齢者の方に参画いただく入所児童処遇特別加算について、その趣旨・目的を適切に表現できるよう、加算名称を見直すべきである。

**(3) 休日保育における共同保育の在り方**

複数の施設が休日保育において共同保育を行い、施設ごとに輪番制で各施設の利用児童を受け入れる場合についても、休日保育加算の対象となるよう、加算要件を見直すべきである。

**(4) 夜間保育所に関する公定価格上の評価の在り方**

夜間保育所は就労形態の多様化に伴う夜間の保育ニーズに対応するものであるということや、夜間保育所固有の業務や経費があることに鑑み、夜間保育所のより安定した経営の構築に向け、夜間保育加算を拡充すべきである。

**(5) 申請書類の様式統一化など、施設型給付の請求に係る事務負担の軽減方策**

施設型給付の請求様式については、市町村が実際に使用している様式も参考にしながら、統一的な請求様式を作成するとともに、普及に向けて取組を進めるべきである。

**(6) 土曜日における共同保育の実施、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運用の改善など、働きやすい職場づくり、業務負担の軽減による、保育士等の勤務環境の向上のための方策**

土曜日の利用児童数が少なくなっている中で、保育士等の働き方改革等の観点からも、土曜日における共同保育の実施は有効であり、取組の在り方等について通知やFAQの発出等により明確化すべきである。

保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、「市町村や保護者から連絡があった場合に備えて確実な連絡手段や体制が確保されていること」など連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化すべきである。

**(7) 保育所における職員の短時間勤務について、配置可能な条件の見直し、対象職員の拡大など、配置要件の在り方**

保育所における短時間勤務職員の配置については、調理員等に短時間勤務職員を導入することについて、保育の質の確保にも留意しつつ現行の職員配置基準においても実施することが可能である旨、通知やFAQの発出等により明確化すべきである。

**(8) 地方自治体等における研修体制の整備、職員の研修受講や園内研修の実施を評価する仕組みなど、保育士等が研修を受講しやすくするための体制づく**

り

保育士等に対する研修の実施については、今後も効果的かつ効率的な受講が可能となるよう、取組を検討し、必要な対応策を講じるべきである。

**(9) 都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育の継続のための支援策**

地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべきである。また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである。

**(10) 保育人材の確保に向けた保育士等の魅力向上のための方策**

保育人材の確保については、これまで処遇改善や事務負担軽減などの取組を実施してきたが、依然として保育士の求人倍率は全職種平均と比較しても高く、保育人材の確保が困難な状況が続いている。このような状況を踏まえ、保育士等を目指す人や保育士等に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士等という職業や働く場としての保育所等の魅力の向上とその発信に向けた取組等の検討に着手すべきである。

**(11) 潜在保育士の就職・再就職支援の強化のための方策**

保育人材確保に向けた、潜在保育士に対する研修の実施や資格試験の充実については、これまで、復帰後の保育士に対する園内研修の費用補助や年2回の保育士試験実施の取組を行ってきたところであり、引き続き研修機会の確保等による再就職支援等を行うべきである。

また、看護師等免許保持者類似の届出制度の導入については、法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべきである。

**5. 教育・保育の質の向上に関する事項**

**(1) 質の高い教育・保育の実施のため、基準を超えた職員を配置する施設・事**



## 業所への対応

「1歳児の職員配置基準の改善」及び「4・5歳児の職員配置基準の改善」を始めとする配置改善については、「0.3兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべきである。

「0.3兆円超」関連項目

本年10月の実施を見送った保育所におけるチーム保育推進加算の充実については、必要となる財源の確保と併せて検討すべきである。

## (2) きめ細かな調理・アレルギー対応等の食育の推進

幼稚園・認定こども園における1号認定子どもに係る給食実施加算については、園として必要となる費用に応じた内容となるよう加算適用の在り方を見直すとともに、きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算単価の充実を検討すべきである。

また、栄養管理加算の充実については、食育の充実など教育・保育の質の向上に栄養士・栄養教諭等が重要な役割を果たしていることを踏まえ、必要となる財源の確保と併せて検討すべきである。

「0.3兆円超」関連項目

## (3) 小学校との連携・接続や外部評価など、教育・保育の質の向上に資する取組の推進

幼稚園・認定こども園における主幹教諭等専任加算について、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても取得できるよう要件を弾力化し、加算の取得促進と教育・保育の質向上を図るべきである。

「0.3兆円超」関連項目

また、幼稚園・認定こども園における施設関係者評価加算について、学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、自己評価の実施を前提に、公開保育の取組との一体的な実施に対する一層の支援に向け、検討すべきである。

## 6. 地域の子育て支援等の機能の充実に関する事項

### (1) 地域の子育て支援活動の評価の在り方

現行の、地域の子育て支援の取組状況に着目した加算の在り方に関し、障

害のある子どもの受入れや、地域における子育て支援の機能を保育所等が担っていくことを踏まえ、公定価格上の評価について検討すべきである。

## (2) 被虐待児等の要保護児童等といった支援が必要な子どもへの対応の評価の在り方

地域の関係機関が連携した要保護児童対策や子育て支援の必要性は増し、そうした関係機関の1つとして、保育所等に期待される役割や実際の対応も、今後増大していくと見込まれる。一方で、要保護児童への支援等は、保育所等が日常的に行う業務の1つであるという面もある。こうした中で、被虐待児等の要保護児童への支援を進めていくに当たり、要保護児童対策地域協議会への参加や個別の支援といった保育所等での取組を評価することを検討すべきである。

医療的ケア児の受入れ促進策について、医療的ケア児の受入れに関するモデル事業や実態調査等の結果を踏まえて、引き続きどのような対応が可能か検討すべきである。

## 7. 認定こども園に関する事項

### (1) 施設類型、設置者及び利用者の支給認定区分の違いによって、「特別支援教育費補助」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」など、異なる制度が適用される私立認定こども園における障害児等支援の補助体系の在り方

既に一般財源化した保育認定子どもに係る部分については、国と地方の税財源配分の在り方に関わる課題であり直ちに変更を行うことは困難であることなどから、現時点で認定こども園に係る障害児等支援事業を一元化することは困難であるが、各園への支援レベルが低下することのないようにしつつ少しでも事務の簡素化を図る観点から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定こども園の3～5歳については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とすべきである。

一方、施設類型や設置主体により障害児等に対する必要な支援は異なるものではないため、更なる支援の一元化については、国地方の税財源配分の在り方等に関する大局的な議論の機会をとらえるなどして、引き続き検討すべきである。

**(2) 3歳以上園児の保育室の3階以上への設置の可否など、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の在り方**

満3歳以上園児の保育室を2階までに確保している場合においては、当該園児が使用する遊戯室を3階以上に設置可能とするなどについて周知しており、更なる基準緩和は行わないこととすべきである。

**(3) 5年間延長されている保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に、免許状・資格併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策**

令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中に更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育者の質の確保に留意しつつ、認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等、保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべきである。

**8. 地域型保育事業に関する事項**

**(1) 小規模保育事業における運営等の在り方（B型からA型への移行促進、一時預かり事業など）**

小規模保育事業A型への移行促進については、現在においても小規模保育事業B型からA型に移行するインセンティブを公定価格上設けており、各種講演や自治体の担当者会議等において周知・説明すること等により引き続きその活用促進に努めるべきである。

小規模保育事業所での一般型一時預かり事業の実施については、現行の実施要綱においても可能であり、そのことにつき通知やFAQの発出等により周知すべきである。

**(2) 家庭的保育事業や小規模保育事業C型に従事する者の研修要件の在り方**

家庭的保育補助者が業務に従事するに当たり受講が求められる研修については、その受講時期につき事業への従事開始後一定期間内の受講も認めるなどの措置を講じるとともに、保育士資格を有する者が小規模保育事業C型や居宅訪問型保育事業で家庭的保育者として従事するために必要な研

修項目の見直しも含めて検討すべきである。

**(3) 居宅で家庭的保育を実施している事業者が、5年間延長されている自園調理に係る経過措置期間中に自園調理を実現できるようにするための支援策**

家庭的保育事業における自園調理の実施については、実施義務を猶予する経過措置が新制度施行後10年まで延長されたことや、家庭的保育者の居宅その他の場所で家庭的保育事業を実施するうえで保育環境を整えるために必要な経費の一部を補助する「家庭的保育改修費等支援事業」が利用可能であることを、各種講演や自治体の担当者会議等において、周知・説明すべきである。

**(4) 居宅訪問型保育事業の運用の在り方（派遣対象の拡大や対象児童等の観点からの事業類型の創設など）**

保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については、現行の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第37条第4号により現在でも可能であるが、今般、居宅訪問型保育事業者はそのような乳幼児に対する保育の提供が可能であることを、同省令上明確化すべきである。

また、居宅訪問型保育事業の類型化については、居宅訪問型保育事業の活用促進に向けて必要となる事項を、運営費等コスト面の調査を含む制度運用の実態把握や事例収集を行いつつ、引き続き検討すべきである。

**(5) 連携施設制度の在り方（連携施設確保促進のための地方自治体の関与、地域型保育事業所卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など）**

地域型保育事業所を卒園した児童の受け皿確保については、留意事項通知において優先利用の例示の1つとして既に記載しているところではあるが、有効な取組を明確化する観点から、先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、地域型保育事業所卒園後の受入先確保を促すべきである。また、先行利用調整等により卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とすべきである。

また、連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況や、今般延

長を行った連携施設設置に係る経過措置期間における状況等を踏まえて、引き続き検討すべきである。

## **9. 地域子ども・子育て支援事業に関する事項**

### **(1) 各事業の実施状況、運営実態を踏まえた、補助内容の在り方や事業の促進のための方策**

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や補助の在り方については、ニーズ等を踏まえつつ検討すべきである。

一時預かり事業については、経営上の課題に対応するための職員の処遇改善や補助単価の見直し等を検討すべきである。

### **(2) 条例による事務処理特例の運用状況を踏まえた、一時預かり事業及び病児保育事業の届出先や立入検査に係る事務の都道府県から市町村への権限委譲の可否**

昨年の自治体に対する調査の結果を踏まえ、一時預かり事業と病児保育事業に係る届出の受理や立入検査等の実施権限は引き続き都道府県等に属することとしつつ、条例による事務処理特例制度を活用することで市町村への権限委譲が可能である現行の取扱いについて、通知やFAQの発出等により再度周知すべきである。

### **(3) 一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業において居宅訪問型の実施が進まない要因の分析、実施の促進のための方策**

各種事業における居宅訪問型の利用を阻害する要因の分析については、現在の実施数が少ないことも踏まえつつ、分析方法も含め引き続き検討すべきである。

### **(4) 病児保育事業に係る人材の確保に向けた、スキルアップや待遇改善等、事業の安定的な運用のための支援等の在り方**

病児保育事業に係る事業経営については、今年度運営実態を把握するための調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ、更なる検討を行うべきである。

また、病児保育事業の安定的運営に向け、実施施設の空き状況確認や利用

予定の管理のためのシステム構築に要する費用の補助に加え、需要の不安定さや人材確保の困難さに鑑み、柔軟な制度の運用に向けた取組を検討すべきである。

#### (5) 幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子供への対応

一時預かり事業(幼稚園型)において、障害児を受け入れる場合の単価の在り方を検討すべきである。

### 10. その他の事項

#### (1) 職員配置改善など更なる「質の向上」のための 0.3 兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月21日閣議決定)など、閣議決定された方針に基づき、引き続き、各年度の予算編成過程において、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保に努めるべきである。

#### (2) 幼児教育・保育の無償化を始めとする各種政策や制度変更の効果・検証の在り方

今般の幼児教育・保育の無償化は、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎や、その後の義務教育の基礎を培う幼児教育・保育の重要性から実施されており、国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」や内閣府の「結婚・家族形成に関する意識調査」において、理想の子ども数を持たない理由として、子育てや教育に費用がかかることが挙げられていることや、幼児教育・保育が、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすという海外の研究結果もあることなどが参考にされている。

こうしたことを踏まえ、当面は、少子化対策については参考とした指標に係る数値の変化を、幼児教育・保育の重要性については年齢別・施設別の利用者数及び割合の変化を確認するとともに、中長期的には、出生率への影響やその後の学校教育へ与える影響など幼児教育・保育の効果等について、学識経験者による研究等を踏まえ、検証方法も含め検討すべきである。

**(3) 幼保連携型認定こども園において施設の設置者からの求めに応じて市町村が行う保育料の徴収事務について、幼稚園等に対象を拡大することの可否**

保育所、幼保連携型認定こども園等における市町村による保育料の徴収権限は、児童福祉施設としての責務の履行を担保するために付与されたものであり、また、幼児教育・保育の無償化により、幼稚園等について市町村が保育料の強制徴収を行うことができるようにする意義は薄くなっていることから、強制徴収の対象となる施設の拡大は行わないこととすべきである。

**(4) 保育所等の面積基準及び外部搬入規制の在り方**

保育所等の面積基準については、一定の条件下で既に特例措置が講じられているため、追加の措置は行わないこととすべきである。

また、給食の外部搬入の更なる拡大については、質の観点からの懸念も示されているため、現時点においては方針を決定するのは時期尚早であり、見直しは行わないこととすべきである。

## **11. 終わりに**

今般、法律の施行後5年を目途に制度全般についての見直しを行ったが、こうした制度全般に対する見直しについては、第3期の子ども・子育て支援事業計画期間との関係性も考慮し、5年後を目途として行うべきである。

公定価格については、毎年度、人事院勧告に準じた給与法の改正や物価指数の変動を考慮した水準の見直しのほか、その時々における政策的な課題を踏まえ、各種加算の創設・拡充を行っているが、次回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて5年後に実施することとし、それまでの間における中間的な見直しの実施についても、引き続き検討すべきである。

また、子ども・子育て支援新制度に関する各種運用等については、逐次改善を行っていくことが必要であり、本対応方針において引き続き検討することとした事項や、他の福祉分野との連携の推進など第44回会議において中長期的な検討課題とした事項に加え、それ以外の事項についても、必要に応じ検討を行うことが重要である。例えば、本会議でもその必要性について指摘された、災害時における保育所等の臨時休園に係る基準については、現在厚生労働省において調査研究を実施しているところであり、この結果も踏まえて政府は対応していく

べきである。その他にも、多胎児をもつ子育て家庭への支援や、保育の長時間化への懸念と保育に対する保護者の理解醸成の在り方、制度の複雑化や市町村等の更なる事務負担の軽減等についても、問題提起がなされたところであり、こうした点についても、検討を行うべきである。

そもそも、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないという基本理念を掲げている。本会議はこうした基本理念に基づき、引き続き、施策の進捗を点検・評価していくことにより、子ども・子育て支援策が全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものとなっているかを確認していく。